

貿易や外国からの人の出入りがあるところには、旧長崎税関下り松派出所のように必ず税関の機能が存在します。

約450年前の元亀2(1571)年、長崎港に初めてポルトガル船が入港し、長崎での海外貿易が始まりました。寛永16(1639)年、ポルトガル人の来航が禁止され、貿易は中国とオランダだけに限定されました。さらに寛永18(1641)年、平戸(長崎県)のオランダ商館が長崎の出島に移されると、貿易は長崎だけに限定されることになりました。長崎奉行所や長崎会所が、税関と同じような役割を担っていました。

## 長崎港の 開港と出島

### 旧長崎税関

## 下り松派出所

The Former Local Customs  
House at Sagarimatsu



大正初期の写真。旧派出所は写真右側。(長崎大学附属図書館所蔵)

### 旧派出所の役割

旧長崎税関下り松派出所は、明治31(1898)年から昭和47(1972)年まで、税関の事務所、輸出貨物の検査場、船具倉庫、職員宿舎、研修分室と様々な用途に使用されました。長崎港内へ向け鎮座している旧派出所の前には、当時、外国から訪れた人が上陸する波止場がありました。この旧派出所は、外国人居留地へ向かう動線上に位置し、かつては税関の「荷改所(にあらためしょ)」として輸出入貨物の検査場として使用していました。建物内へ貨物をスムーズに出し入れができるよう、海側に面した正面の扉は大きく、入口から入って直ぐのところには、一度に多くの貨物が検査できるような広いスペースになっており、現在もその痕跡を見ることができます。検査場に隣接した部屋は、高関税品などを一時的に保管する部屋としても使用されており、大きな錠前が備わった鉄製の重厚な扉が、当時の輸入品に対する厳格な取扱いの様子が窺えます。終戦後は、長崎税関本関庁舎がGHQに接収された直後に本関庁舎としての役割も果たしてきました。昭和47(1972)年まで税関の庁舎として使用していましたが、役目を終えた建物は、長崎市歴史民俗資料館分館として利用され、平成2(1990)年に国の重要文化財に指定されました。その後、平成10(1998)年から平成13(2001)年にかけての保存修理工事を経て、現在は、長崎市べつ甲工芸館として使用され、建物の一室には税関展示コーナーが設けられており、税関関連資料を見ることもできます。



明治初期、グラバーの旧邸宅付近から長崎港を撮影。(長崎大学附属図書館所蔵)

当時検査場だった建物の内部



### 入港手続きの原点

江戸時代、長崎奉行所は、「旗合わせ」と呼ばれる入港手続きや検査などを行っていました。入港船舶の帆影を確認すると、役人が沖へ向かい、国籍の確認を行っていました。その後、異国風説書(海外の情勢を伝える文書)や積荷目録等を提出させ、入港を許可していました。現在の入港手続きにおいても、乗組員名簿や積荷目録等の提出が義務付けられており、同様の手続きが既に鎖国時代に確立していました。



オランダ船(長崎歴史文化博物館所蔵)



南京船(長崎歴史文化博物館所蔵)

### 監視艇の原点

長崎奉行所は、長崎奉行用船を使用してオランダ船や中国船の入港尋問や積荷の確認、そして抜け荷の取締りを行っていました。監視艇を利用した外国貿易船等に対する取締りは、現在でも脈々と受け継がれています。



長崎奉行用船図(長崎歴史文化博物館所蔵)

### 関税の原点

長崎会所が徴収した税の中に「掛け物」と称されるものがありました。

「掛け物」は輸入貨物の買い手が会所に対し、購入価格に一定の税率を乗じた金額を支払うものでした。

輸入貨物	中国	オランダ
人参	70%	35%~65%
鹿革	120%	65%~100%
牛革	140%	80%~120%

(出典:貿易と関税 2009.10)

長崎は、はるか昔から外国へ門を開き、異国情緒あふれる港町へと姿を変えていき、税関も同様に、ヒトやモノの流れの変化に対応し、密輸取締りや迅速通関などの使命を果たしてきました。

また長崎は日本有数の観光都市へと飛躍していき、旧派出所の目の前にある松ヶ枝埠頭にはCIQ施設を備える国際旅客ターミナルが完成し、インバウンド需要にも対応してきました。

長い税関の歴史の一つのピースとして、今も長崎港を見守っている旧長崎税関下り松派出所。長崎税関は、これからも長崎の街とともに、古より受け継がれている使命を胸に、歴史豊かな長崎を水際で守っていきたいと思います。

監修 長崎市文化観光部観光政策課

### 税 関 業 務 の 原 点

長崎奉行所の判決記録が記された「犯科帳」には、多くの「抜け荷(密貿易)」に関する事件が記されています。奉行所にとって、抜け荷の取締りは重要な業務の一つでした。1666年から1867年までの判決記録には8千件以上の事件が記されていますが、そのうち密貿易に関するものが最も多く見られます。

(抜け荷手口の例) 長崎港に停泊する船は全ての荷物が陸揚げされ、人は出島や唐人屋敷に隔離されるため、船は「明船(あきふね)」と呼ばれる空の状態になりますが、船内には二重底や隠し棚などが設けられ、そこに「抜け荷品」が隠されていました。

画像:上野喜十郎他密貿易判決状(長崎歴史文化博物館所蔵)

### 輸入検査の原点

長崎奉行所や長崎会所では、長崎奉行業務の原点がありません。

長崎会所に「目利(めきき)」という輸入品の価格評価を行いう役職がありました。また、「書物目利」といって、輸入書物について禁書(当時禁止されていたキリスト教に関する書物)に該当するかどうかを審査し、該当した場合は、その程度によって焼き捨て、あるいは積み戻すなどの処置がとられていました。

右の写真は宝暦4(1754)年の「舶来書籍大意書」です。輸入する図書について、キリスト教関係の記述の有無を調査し、その結果を報告した大意書であり、巻末には調査結果と総数が記されています。

(出典:写真:国立公文書館デジタルアーカイブ)



### 保税の原点

現在も国の史跡として残されている出島は、かつてはポルトガル船やオランダ船が積載してきた貨物を国内へ引き取られるまで保管していた場所であり、現在の保税置場と同様の機能がありました。また、出島から少し歩いた新地中華街には、出島と同様に「新地藏所」という中国船が運搬した貨物を保管する施設がありました。



出島に復元された倉



新地藏所